



平成22年 10月29日(金) 第8836号

# ■ 目 次

ニーシ
_
2
3
3
3
4
4
5
5
6
7

### ■ 告 示

#### ◎群馬県告示第301号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成20年群馬県告示第166号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 解除する区域 館林市近藤町字障子178番186の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していなかった特定有 害物質の名称 ほう素及びその化合物

### ◎群馬県告示第302号

鳥獣保護区設定の告示(昭和45年群馬県告示第507号)の一部を次のように改正し、平成22年11月1日 から施行する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大澤 正明

表を次のように改める。

名 称	区	域	存続期間	保護に関する指針
黒滝山鳥獣保護区	う稜線との交点を起点とし、 音岩に至り、これから見時時 台に至り、これから21段梯 21段梯子に至り、これから 進んで村道大道線との交点に 有地の境界を北東に進んで日 山小沢線へ向かう稜線を南南	道黒滝山小沢線と観音岩に向か これから同稜線を南に進んで観 に向かう稜線を西に進んで見晴 子に向かう稜線を北西に進んで 村道大道線に向かう稜線を北西 至り、これから滝峠国有林と民 東岩に至り、これから県道黒滝山小沢線と 東に進んで県道黒滝山小沢線と 道を東に進んで起点に至る線で フタール)	月1日から平成 42年10月3	護地区

## ◎群馬県告示第303号

鳥獣保護区設定の告示(昭和55年群馬県告示第770号)の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大澤 正明

表を次のように改める。

名	称	区	域	存続期間	保護に関する指針